

京都市告示第 303 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 16 年 9 月 30 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間
上鳥羽経51号線	南区西九条柳ノ内町36番地地先から 同区西九条森本町73番地地先まで
南第二経6号線	南区西九条柳ノ内町36番地地先から 同区西九条森本町68番地の1地先まで

(建設局道路部道路明示課)